随 意 契 約 結 果 表

担　当　課　名	産業政策課		
案　　件　　名	令和8年度三田市アントレプレナー(起業家)育成プログラム事業業務委託		
案 件 の 概 要	本業務は、起業意欲のある者を対象に、起業するうえで必要となる知識やピッチの技術等を習得する機会を提供することで、起業への意欲の向上を図り、アイデアと創造力を活かした新しいビジネスにチャレンジする人材育成の支援を行うことを目的とした事業である。		
随意契約の種類	○随意契約　　◉ 単独随意契約		
契 約 年 月 日	令和　8　年　4　月　1　日	契約の相手方	合同会社 後星
契　約　金　額	1,210,000 円　（うち消費税相当額　110,000 円）		
契　約　期　間	契　約　を　行　っ　た　日　～　令和　7　年　9　月　30　日　まで		
随意契約とした理由	事業内容は、米国式のアントレプレナーシップ教育プログラムに基づき、起業をするうえで必要な知識やスキルを学び、ビジネスアイディアを投資家へ向けてプレゼンテーションする技術を個別指導により習得するものである。本業務は、令和元年度より実施しており、受講生の起業意欲の向上を図ることができている。 本業務の実施にあたっては、起業するうえで必要となる知識、ピッチの技術等を個人の進捗に応じて丁寧に指導する能力、事業を円滑に行うための細かな配慮、計画的な運営能力等が必要となる。 本業務を委託しようとする合同会社後星は、アントレプレナーシップを養うノウハウや、投資家へ向けたピッチの手法等、事業実施にあたって必要となる知識と経験を有しており、それらをもとに、これまで数多くの団体において同様の事業を実施しており、本業務を適正に実施できる法人である。 よって、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適さないもの）の規定により単独随意契約するものである。		
随意契約とした法令根拠	地方自治法施行令第１６７条の２第１項第 2 号の規定による。 (その性質または目的が競争入札に適しないもの)		